

三菱、歴史的修正主義と日本企業の中国強制労働賠償への抵抗

ウィリアム・アンダーウッド (著)、安原桂子 (抄訳)

ナチ・ドイツが第二次世界大戦中にヨーロッパで行ったように、大日本帝国は、以前占領したアジア太平洋の広大な地域一帯で強制労働を使った。しかしながら、今日、日本政府と企業は、戦時強制労働の遺産にドイツの仲間とは非常に異なって対応をしている。この論考は 3 月 29 日に福岡地方裁判所によって決定される補償訴訟で三菱マテリアルの被告弁護団によって表明された日本企業の中国人強制労働に対する賠償要求への企業の反論を検討する。

昨年 9 月、最終弁論で、三菱は驚くべき議論を展開し、他の日本の法廷によって慣例的に認識されてきた歴史事実を否定し、東京裁判に対する批判を重ね、公然と日本が中国に「侵略した」ことに疑義を呈した。三菱は年老いた中国人原告に対して賠償を与えること、あるいは強制労働についての法廷の事実認定でさえ、日本に何百年にも渡る「誤った魂の重荷」を負わせると不気味な警告をした。

「大雑把な正義」(rough justice)は、ドイツの強制労働問題の解決のために 1990 年代後半に強制労働補償活動家、アメリカの集団訴訟法廷弁護士、米国国務省職員およびヨーロッパ政府と企業によって使用された斬新な法的概念を指す。スイス・フランスの銀行と保険会社は、大虐殺被害者の略奪された財産から生じた請求の波を解決するために同じ方法を使用した。歴史的な不正が行われたという基本的なコンセンサスと圧力と奨励の組み合わせによって達成されてはいるが、悪を正すという政治的な意志が第一にある。奴隷労働者や強制労働者の正確な人数の確定のような詳細は補償基金が設置された後に打ち出す。大雑把な正義は、できるだけ多数の高齢被害者に補償することを目指し、したがって、文書の証拠がない場合の有資格者の条件がしばしば緩められた。

日本の受動的法的要件

対照的に、日本の実績を見ると過去の清算への基本的に異なる措置が明らかになる。ドイツは現世紀に入ってもまだドイツ市民の戦争犯罪を調査し続けたが、日本は戦争犯罪裁判を行ったことがなく、代わりに連合軍の占領中に戦争犯罪で有罪判決を下された日本人に早期の釈放と恩赦を与えることを選んだ。

日本での強制労働計画には 3 つのプログラムがあって、連合軍捕虜労働、朝鮮人労働および中国人労働を含んだ何百万人ものアジア人が日本の外で帝国のために意に反して働いたと考えられている。

著書「不当利得」の中で三菱：搾取の帝国と名づけた章で、主任研究者リンダ・ゲッツ・ホームズは書く：

「三菱は、第二次世界大戦中に、捕虜の奴隷労働を使用した日本株式会社の歴史にユニー

クな場所を占める。この会社は、捕虜を彼らの割り当てられた目的地へ輸送した商業用「地獄船」の少なくとも 17 隻を構築し、所有し、運営した。また、この会社は、他のだれよりも大きな領域での囚人労働から利益を得た。「三菱は、さらに悪名高いビルマ=シヤム鉄道に 225 マイル分の木製枕木を供給した。」満州にあった 731 部隊の近くの大きな連合軍捕虜収容所に関して、ホームズは言う、「奉天での三菱の施設がアメリカ人捕虜の医学的実験が最も頻繁かつ最も組織的に行われた場所だったという印象が残る。」

さらに、三菱は、韓国人強制労働を日本国内で広範囲に使ったため、日本、米国および韓国でたくさんの訴訟に直面した。十代の少女を含む何十万人もの韓国人労働者が徴用され、戦争が拡大するとともに、より高圧的かつ詐欺的な様々な手段によって日本へ連行された。企業は給料を義務的な「愛国預金口座」に賃金を集中させた一方で、年金と健康保険のためとして控除金額を保留し、関連した銀行通帳を完全に支配した。朝鮮にいる家族へ送金するという約束はほとんど守られなかった。韓国人労働者は日本の降伏直後に未払い賃金を要求し始め、今日もそれを続けている。

1946 年に、日本政府は密やかに日本銀行を含む国家機関に賃金などを供託するように企業に命じた。その資金はその後中国人労働者の未払い賃金と一緒にされたが、日本軍で働いた韓国人兵士と韓国民間人の未払い金とは別にされていた。韓国人強制労働者に関連した資金は国立銀行に置かれ、2 億 1500 万円(60 年分の利子やインフレ率は未調整でおよそ 200 万ドル)である。元朝鮮人徴用労働者に通知する代わりに、日本政府は、植民地支配下の財産についての責任をとらないようにするため、1965 年の日本-韓国正常化条約にいたる期間、韓国人強制労働者の預金、未払い賃金に関する重大な情報を抑えた。国民を正式に代表して補償要求を求める試みでは妨げられた韓国政府は、<未払い賃金>を条約調印時に放棄される財産として扱う極めて不人気な「経済協力」方式を受諾することを強いられた。

昨年、強制労働補償の長期間にわたる探究は形を変えた。日本の元の事業場に調査員を派遣し続ける韓国の日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会からの容赦ない圧力の下で、日本政府は企業、地方自治体および寺院に、名簿の遅れた搜索および公共の墓で長く放置されていた遺骨の本国送還に協力してくれるように依頼した。韓国政府が最終的に生存徴用労働者に最終的に賠償すると予想されている一方、日本における韓国人強制労働者の未払い賃金の供託金についての意図は不明瞭なままである。過去十年間で解決した一握りの示談解決は、少数の元韓国労働者の利益になっただけである。日本の法律は集団訴訟を認めない。

中国人強制労働の記録

外務省報告の統計によれば、11 歳から 78 歳の中国人男性の 6 人に一人以上(38,935 人のうち 6,830 人)が、死んだ。いくつかの事業場では、労働者の半分以上が、戦争の最終年に日本に着いたにもかかわらず死んでいる。現在、福岡地方裁判所に訴えられている補償事

件では被告は国、三菱および三井鉱山の 3 者である。福岡県では筑豊炭鉱が日本の戦争遂行機構を支えていた。その福岡県で 16 の事業場を運営していた 6 社の企業が北海道に次ぐ 6,090 人の中国人労働者を受け入れた。

三井は、この事件に関与した 3 つの鉱山を運営し、全国的に合計 5,696 人の中国人を使っていたが、それは全労働者のほぼ 15 パーセントで、他のどの企業よりも多かった。三菱は、この事件に関与した 2 つの鉱山を運営し、全国的に合計 2,709 人の中国人、あるいは全労働者の 7 パーセントを使っていた。三菱の勝田事業場では 352 人の労働者のうちの 87 人が死んだ。その 25 パーセントの死亡率は、福岡県で最上位だったが、全国的には 28 番目である。戦争中に、約 500 人の朝鮮人と 200 人の中国人が、端島(軍艦島として名高い長崎湾の三菱所有の島)で、水面下 600 メーターで石炭を採掘するように強要された。ここの採掘は 1974 年に止められ、島は今無人である。

2002 年に機密扱いが解かれた外務省文書には、中国人強制労働者計画認可に不可欠の役割を果たした岸政権があからさまな隠ぺい工作を考案し、「任意契約労働」という虚偽の姿を描く一方、国家の中国人強制労働者記録の所有について議会と市民グループに嘘をついたという背景がある。1993 年に、外務省報告書とその根拠となった 100 以上の個々の事業場報告書が、華僑協会の東京支部から NHK に与えられた。華僑協会は 1950 年頃、省関係者の秘密漏洩で文書を受け取った。ここから始まって、労働計画が「半強制的」労働だったとする現在の国家の見解に至る。2003 年 7 月に、外務省は省の地下倉庫を探索して 57 年前に企業が提出した 20,000 ページ分の中国人強制労働者記録を見つけたと謝罪して発表した。

建設産業と鉱業産業組織の率いる日本企業は、1939 年に中国人労働者を輸入する考えを持って政府に接近した。日本の国内の重労働力不足がますます深刻になっていたので、国家はこの企業構想を 2 段階で行政の現実に変えた。1942 年 11 月閣議決定は 1943 年 4 月に始まる 1,411 人の労働者の試行導入に結びついた。そして 1944 年 2 月「次官決定」によって 1944 年 3 月に始まる完全な輸入に至った。

中国人捕虜が初期の日本行き労働者の大きな割合を占めた。また日本軍と中国側傀儡軍が搜索し、破壊する工作には「労働者狩り」が含まれていた。ということは、健康な男性であれば、だれでも銃口をつきつけられて誘拐され、戦利品として日本へ送られる可能性があったことを意味した。欺瞞による新人募集も広く使用された。残忍な苦難を生き残った強制労働者は、日本の企業と中国側の労働協会との間の契約を知らなかったと言う。また、ほとんどは、過酷な労働に対する報酬を受け取っていない。

1946 年 10 月までに、中国人が賃金、食物および衣服などをその順序で要求したので、多くの事業場は混乱し、日本人社員に対する報復的暴力が発生した。終戦に近い 1945 年、田川で三井と北京支部間の代用労働契約の期間である 2 年を超えてもまだ日本にいた「試用導入」労働者が大きな暴動を起こした。

心配した日本政府は中国人の本国送還を最優先事項にするようにアメリカの占領

当局を促したので、数社の企業はまとまった金額を中国人労働者のリーダーに払ったが、かれらはしばしば適切に分配しなかった。GHQの認可により日本側が実施する一定の帰宅金を与える計画も同様にすぐ駄目になった。多くの帰国労働者が、波止場で支払証書を渡され、中国で日本の銀行と提携している銀行で現金化するように言われた。しかし、それは到着するや否や無効だということが判明した。

占領中に、朝鮮人労働の場合と同じように、政府は中国人が日本を去る前に、中国人労働者に企業の未払い金のための「特別供託金制度」を設定した。しかし日本政府は、受取人にこの供託金を通知したことはなく、日本銀行と地方の関税事務所、および法務局のような国家機関によって資金がまだ保持されていることを不承不承に認めただけである。さらに日本政府は記録が貧弱なために、供託金を特定の国々の個人と対応させるのは困難であるし、それに彼らは兎に角お金を要求する権利をすべて失っていると主張する。中国人労働者に関連する資金については、門司関税事務所だけでも約 700 万円を所有することが確認されている。これは、現在、60 年間の複利を除いても恐らく 70 億円あるいは 7000 万ドルになる。

1946 年前半に、なんとも驚いたことに、35 社の企業全社が、中国人労働の使用したために起こった損失への補償として国家金庫から合計 5600 万円を受け取った、この金額は今日約 560 億円あるいは 5 億 6000 万ドルの価値がある。三井鉱山は、国家賠償パイの約 14 パーセントを受け取り、三菱マテリアルは使用した労働者の基本的な割合を反映して 5 パーセントを獲得した。

中国人労働者導入プログラムの教唆者としての集合的な役割はなかったものとし、かつ労働者への賃金支払いの必要から免除されるという方向で、企業は戦時中の無給労働から直接利益を得て、さらにそのために公金を後ほど受け取り「3重の勝利者」となった。

進行中の補償運動

中国人強制労働者補償基金を提案する市民と国会議員は、社会の関心を現在の不正と和解に向けることの重要性に集中しようと努力する。「全面解決」提案は次のものを根拠にしている：

1946 年の外務省報告書は、日本へ連行された 38,935 人の中国人を確認する；

国家は、これらの労働者に支払われなかった巨額な供託金を保持し続ける；

また、中国人強制労働者を使用した企業は巨額の国家補償を受け取った。

その請求は、少なくとも、ドイツやオーストリアの「大雑把な正義」の先例と同じくらい説得力があるように見える。中国人強制労働被害者の今日の生存者は 10 パーセント未満なので、基金論者は国家立法が早急に制定され、個々の被害者あるいはその相続人に国家と企業からの公式謝罪と意味のある支払いを提供するべきだと言う。将来の世代のための教育基金も創設されるべきだという。これまで中国人強制労働裁判の日本人裁判官たちは、中国人原告に対して非常に同情的で、国家と企業が不法な強制労働に共同で従事

していたことを判決し、時々は立法解決を示唆してきた。

法廷の仲裁による賠償合意が2件あった：鹿島で986人の労働者のうち418人が死に、暴動が起こった元花岡建設現場に関係する2000年11月「救済基金」と日本冶金工業に関する2004年9月の支払い金である。未決の訴訟事件は北海道から九州へと12件以上ある。三菱は福岡、長崎および宮崎で訴えられている。三菱の宮崎銅山に関する訴訟(31パーセントの死亡率は全国平均のほぼ2倍だった)が可能になったのは、外務省が2003年に以前には知られていなかった事業場報告書を公表した後である。

日本の法廷は、通常、国家無答責と時効を理由にして、政府と企業の両方を責任から免除する。しかし、4つの大法廷での勝利が、中国人強制労働者賠償運動に弾みがついたという希少な感覚を与えた。2001年7月に東京地裁は、彼が終戦直前に北海道鉱山から脱走した後、隠れて過ごした13年を劉連仁の家族に賠償するように国に命じた。しかし、東京高裁は先の6月判決をくつがえした。

福岡地方裁判所が判決を出した第一の事件では、裁判官は2002年4月に、三井の行為が「悪と記述できるのみ」であると判断し、企業に原告に対して賠償するように命じた。2004年3月に、新潟地方裁判所は、国家と運送会社リンコー・コーポレーション双方が損害賠償金を払う責任があると評決した。もっと意義あるのは、広島高等裁判所が2004年7月に下級裁判所の判決を覆し、西松建設社に補償を支払うよう命じたことである。しかしながら、福岡高等裁判所は2004年5月に三井の補償命令を無効にした。それにもかかわらず、その判決は、国家および会社による共同の不法な行為、「悪意のある証拠隠滅」および政府の議会への虚偽の陳述を懲罰した。「奴隷状態の強制労働は人間の尊厳の法外な違反であった」と判断した。法廷は、珍しく国家無弁責を拒絶し、裁判所長は判決後の記者会見でただ原告の起訴が遅過ぎたことが原告の請求が拒絶された理由だと強調した。

三菱の否認

福岡地方裁判所での第2次中国人強制労働訴訟は、45人の原告(元労働者あるいはかれらの生存家族)によって2003年2月に起こされた。昨年9月21日が結審となった。日本国は、被害者の戦時中の経験についての記述の真実性については沈黙を守った一方で、次のことを主張した。「1972年の日中共同声明は中国市民の請求権をすべて放棄した、戦時中に有効だった明治憲法下では賠償請求の訴えを起こすことができない、更に、請求は古すぎる。」

三菱マテリアル(戦時財閥の採鉱業の後継者)は条約の障害、時間の障害および「異なる会社」説による弁護に頼って訴訟弁護を行ってきた。外国人労働者のいかなる虐待も、独立国だけが扱うことができる戦争被害であり、国の政策の上意下達の結果、企業は抵抗できずに無力であると主張した。三菱は自身の1946年事業場報告書と占領当局が三菱に対して中国人強制労働者の戦争犯罪容疑をかけなかったという事実を根拠にして、これらを否定した。

三菱はさらに、事業場報告書は額面通りに受け取られ、完全に信頼すべきものとして扱われるべきである、と主張した。事業場報告書は、三菱は無罪弁明の目的のために編集され、そのため強制労働、栄養失調あるいは拷問について言及していないはずである。三菱は、これこそ虐待が起こらなかった証拠だと言う。実際には、1944年4月に内務省が企業に配布した「華人労務者移入方針」が、詳細に、労働者の生活環境はできるだけ惨めにし、意図的にむごく扱うやり方を指示した。目標は、工業生産を最大限にし、抵抗の意志を砕き、若い敵国民の男性を本土へ連行した危険を最小にすることだった。定期的な省の検査によって執行された指令によって、徹底した収容所の治安、粗悪な衣類、過密な寝場所、入浴設備のない原始的な衛生状況、限られた医療さらに少量の貧弱な食物が与えられたが、処罰のために食物が与えられないこともあった。

三菱の福岡県勝田鉱山の事業場報告書は、中国人が日本人より良い食べ物を食べ、一日8時間労働で、休日には強制収容所から護衛されて外出できたと書かれている。原告らは、休日もなく厳しい12時間交代で酷使され、絶えず飢餓の瀬戸際にあった、と言う。勝田で死んだ労働者の25パーセントのような非常に高い中国人強制労働者の死亡者数は、実情がどんなものだったかについて疑いをはさむ余地はない。

しかし、ここでまた、政府と企業は終戦直後に、真実を隠すために行動した。北海道警察は、「名簿作成のための重要な通知」の中で、飢餓、過労、拷問および自殺は言及しないこと、死亡診断書を変造するように町役場および地方の内科医に命令した。ある医師は警察によって「死亡診断書に後で問題になるようなことは何も書かない」ように命じられたと報告した。結果は、大腸炎および胃炎による死亡という無難な報告が圧倒的となった。

三菱はさらに厚かましくも、同社に対して中国人強制労働者戦争犯罪の訴追がなかったことがその無罪を証明すると主張した。三菱の弁護士は言う。〈東京裁判、正式には、極東国際軍事裁判が、日本企業による外国人労働者に対する、虐待および残虐行為に関して裁判で有罪判決を下した。〉「しかし」、三菱は法廷で陳述する。「この法廷で扱われている事業場の一つとして、訴追されてはおりません。この重要な事実は正当に評価されるべきです。それは、三菱マテリアルが、非難されるべき不法な行為を犯さなかったことを示します。三菱マテリアルによるこれらの原告の扱いが不法行為を含んだというこの法廷の認識は、戦争勝利者側によって組織された捜査チームの調査結果を否定するものであります。そのような答申が東京裁判への追加的判断を代表することを理解する必要があります。」[21]

しかし、この議論には欠陥がある。GHQの「逆コース」の主な目標が三菱と三井のような巨大複合企業を復権させることだったので、横浜の国際極東軍事裁判でのBC級中国人強制労働についての訴追は、135件あった事業場うちたった2件の事業場に制限されていた。

極東軍事裁判は会社重役や国家公務員の中国人労働者虐待に関わっていることを

検討しなかったが、三菱はその事を確実に知っている。NHK は外務省報告書を暴露した 1993 年のドキュメンタリーの一部として、ロサンジェルスへ行き、最初の中国人強制労働者捜査を指導した元連合軍戦争犯罪調査官をインタビューした。ウィリアム・シンプソンは、「実効的に訴追をやめるという GHQ の決定は、内戦が中国にあり、アメリカによる努力の投資によって獲得されるものは多くなかったという事実を反映していたのかもしれない。」と述べた。「私たちが同盟国として冷戦で協力してもらいたかった人々だったので、日本企業の上層部の欠点を強調しないという決断が下された。」 [22]

しかし、強制労働収容所の連合軍の白人捕虜の虐待は、B C 級戦犯裁判で日本と他のアジアの国々で活発に訴追され、多数の死刑宣告が執行された。この人種のダブルスタンダードは、アジアの被害者の苦痛を過小評価しており、極東軍事裁判の欠陥だった。

原告の弁護士は三菱側の最終弁論に反論し、中国人強制労働の責任を日本の企業が取らされなかった別の理由を強調した。

戦時の欺瞞と戦後の隠ぺい

原告によれば、「この事件に関連している強制連行と強制労働はまさにその始めから、そして今日までの戦後ずっと、被告の任意の労働契約に基づいた労働輸入と主張されて装い隠されている。被告の事業場で生じた強制労働事件は、ただただかれらの犯罪を秘密にしようとする共謀があった故に東京裁判で起訴されなかった」。この説明は政府が降伏直後企業に出した中国人労働者の記録を焼却せよという指示などを始めとする犯罪行為を示す歴史記録で裏づけられる。中国人強制労働を使用した 35 社の企業のうちの 20 社はまだ健在である、その多数は、国際的な規模で活躍している。その間に、国家と産業がどのように責任を回避したかについての全体像は、一層明らかになった。

2003 年 12 月に公開された追加の外務省の証拠文書は、政府が 1947 年に頑強に中国人強制労働者記録の提出について GHQ の要請に抵抗し、決して重大な外務省報告書を渡さなかったことを示している。代わりに、国家は、もう一度会社からの情報を求めた。企業は新たな要請に不快感を示し、最小の資料だけを提出した。1948 年 11 月に、極東軍事裁判が日本での裁判を終えたのと同じ月、政府は、最後にジープ一杯の統計データを GHQ へ送り、GHQ は次の 2 月にドキュメントを返還した。

日本の法廷制度内での中国人強制労働者賠償努力がクライマックスに進むにつれて、支払請求の時効問題が対企業訴訟での最も大きな障壁のままである。いつ時を数え始めるべきかという問題が複雑な法的な問題である一方、支援者は日本側が半世紀に渡って起訴に必要な証拠を隠し、隠滅しておいて、中国人被害者が訴訟を起こすことを期待することの不公平さを指摘する。

極東軍事裁判を叩いて対中戦争を弁護する

極東軍事裁判が三菱の無罪を証明したとの結論にもかかわらず、三菱は、「東京裁

判的歴史観」を誹謗して、日本の中国に対する 15 年の軍事的な関与が侵略を含んでいたという従来の理解に疑いを投げた。注意を会社の強制労働の使用からそらすとするこの動きは、高い地位の自民党政治家による最近の発言と同じである。三菱のような大企業の幹部は、実際、これらの感情を促進し、効果的に新国家主義者アジェンダを進めている、影響力のあるグループの理事会の一員である。

三菱は、「平和に対する罪」および「人道に対する罪」が「勝利者の正義」に基づいて事後に作られたという極東国際軍事裁判の欠陥についての批判を復習した。さらに、インド人判事の日本人被告の無罪宣告を支持する反対意見が占領中は検閲に引っかかっていたことを指摘した。過去の客観的知識の探究は常に「認識論の哲学的な問題」を含んでいることを考えて、三菱は法廷に事実調査なしに強制労働の主張を拒絶するように要請した。何故ならば「たった 1 つの歴史観に基づいて法解釈をすることが適切ではない」からである。

日本への暴力的な誘拐と輸送が日本の軍事侵略の枠内に生じたという被害者の証言に関して、三菱はダグラス・マッカーサー将軍が 1951 年 5 月の朝鮮戦争の頂点で、退役した直後に、米国上院委員会で日本の中国への関与について侵略ではなく自衛の戦争として述べたことを指摘した。「有史の夜明け以来、無数の戦争がずっと継続してきたが、これらは、共通の歴史上の理解に達した将来の世代で判断された。問題の大戦の評価も将来の世代に任せられるでしょう。討論は今日も継続しています」と三菱は言う。「この法廷は、それが侵略戦争だったか否かを判断する場所ではない。」歴史の逆戻りは明白である。

防衛戦略としての「常識」

「今日の常識によって過去を判断する誤り」が三菱の訴訟摘要書面の副題だった。「時代によって常識は変わる」、概要は述べた。「ある意味では、今の時代の常識に基づいて、過去の現象を評価し、判決するのは簡単である。しかしながら、これは、時間の経過にともなう価値の変化を無視し、非常に危険な思考様式です。」

三菱はさらに述べた。人種的偏見は今日、不正であると普遍的に見なされているが、ほんの 40 年前、アメリカでさえ、アフリカ系アメリカ人に対する差別が公立学校分離の形で公然と実行され、受入れていた。今日、戦場における数人の兵士の死は、国内世論を沸騰させる。しかし、ほんの半世紀前に、国々は互いに侵略し、正義の名のもとに覇権を維持していた、と弁護士は述べた。

三菱の弁護団は言う。結論として、中国人強制労働、延いては日本人の戦争行為を非難する必要がない。かれらは、実際に中国人強制労働補償運動の背後に現代中国で政治的な目的のために日本を鬼扱いする中国の教育および外交政策があると示唆した。

原告の弁護団は、道徳的・歴史的相対論の使用を陽動作戦として攻撃した。「三菱(戦時軍需産業の主要なメンバー)は、2000 万人のアジア人の死という巨大な悲劇起こした侵略戦争に果たした企業の役割に対する悔恨を絶対に示していません。三菱の「今

日の常識によって過去を判断する」という言い方、それ自体この事件の真実の性質を隠す試みである。それは黒を白と主張する欺瞞の手段に過ぎない。」

被害者側は、「この事件の強制連行と強制労働は国内的法的秩序および国際的秩序は言うに及ばず、普遍的な常識に反した無法の野蛮行為であると明白に認められる」と主張した。

福岡高等裁判所は以前、中国人強制労働が「重大な公正と公平を侵害し、旧(明治)憲法の自然法の基礎に反する。」という根拠で、国家無答責を拒絶した。その評決は、被告の隠ぺい共謀と一緒に、労働計画がその当時、正当であると見なされたという三菱の前提を弱めた。実際、訴訟は、中国人強制労働は日本が1932年に批准した1930年の強制労働禁止条約に違反し、政府が重大な違反で企業と自分自身を訴追しないことで条約を大っぴらに違反していると非難した。

日本の戦争責任: 「魂の誤った重荷」

三菱の最終弁論は金銭的な賠償の支払いを回避するだけでなく、戦時中の自社の行為についてのコメントを控えるように法廷に説得することを目指した。

「あえて繰り返させて頂けば」と、「私たちの国家の将来の人々内に「魂に誤った負担」を負わせることにより、何百年にも影響するでしょう。」

企業は、中国人強制労働者の請求が基本的に、本来、非司法な性質のものであり、日本の企業の関与するところでないとして繰り返した。この数年にわたって責任について追及されると、会社と国家は相互で責任逃れに終始した。この時、三菱は、問題が国家レベル関係の範囲以内にあるので、どんな救済策も国内法制政策でなければならないと主張した。三菱は、強制労働についての責任の大きさに見合うだけの大きな財布の持ち主であるが、日本でドイツ式の補償基金が実現する可能性を最小化するように訴訟を運んでいるように見える。

中国人被害者の弁護士は、法的行為が最後の手段であり、原告に有利な司法判決だけが、日本の権力の分離を有効にすることができる、と強調した。

上海被害者の声

中国から来た2人の証人が、法廷で証言した。上海出身の80歳の勝田事業場の生存者シ・フイゾンと日本と中国の中国人強制労働者の活動家間の「窓」として知られている北京弁護士康健であった。

落ち着いた、健康そうな引退ダンス・インストラクターだったシの経験は、労働者調達慣行の多様性を示した。労働者のほぼ90パーセントは中国北部の3つ省から来た。また、半分は河北省から来た。暴力的な「募集」方法は時として小さな農村全体を日本兵と中国側協力者の中国人兵士が包囲し、強制労働用にすべての男性と性的奴隷用の何人かの女性を捕らえた。あるいは田舎道を歩く男性を捕まえるために網をつかったこともあつ

た。

最初の福岡訴訟の原告は、彼が 17 歳だった時、彼の家族の家に 3 人の日本兵が乱入したことを証言した。かれらは彼を家から引きずり出し、母が抗議したとき、彼女を銃剣で刺し殺した。

しかし、シは生まれ故郷の上海で騙されて中国人強制労働者となった。上海では簡単にそのような乱暴な戦術を使用することができなかったからである。1944 年 8 月に台湾での働き口を発表する掲示板のまわりに集まった群衆に加わった時シは 18 歳だった。18 歳から 25 歳の間 100 人が募集されていた。また、労働条件は良く、毎年の里帰りの旅行ができることになっていた。群衆の中の 2 人か 3 人が、もし応募したければ、そこで待っているトラックへすぐに飛び乗れと彼に言った。彼はそうした。次に止まったのは、日本人兵士が護衛する元英国タバコ倉庫だった。また、そこから、より多くの兵士がいた船に乗り、船は 4-5 日後に九州の門司港にドック入りした。最終的に彼らがだまされたことに気がついたころ、中国人男性はシラミ駆除を施され、作業服を与えられ、三菱の勝田の炭鉱へ連行された。そこで、彼らは正面と横から写真を取られ、識別番号を与えられた。シの場合は 81 番だった。鉱山の 12 時間交代は休むと無慈悲なむち打ちをくらうことも含まれていた。食物は、1 日当たりの単一の野菜が入ったお握り一個だった。6 人のうちの 1 人の生命を奪った残虐な条件に加えて、日本の強制労働プログラムは多数の労働者を永久的な損傷を残し、戦後の中国社会での追放や迫害に結びついた。

「私たちは全く非人道的な生活環境へと強要された」とシは 3 人の裁判官の前で回想した。

「安全対策がなかったので、ガス爆発やこう内の陥没により鉱山では絶えず人身災害が起こった。私は怯え、また、毎日、飢餓に苦しんだ。私の心は揺らいでいました。また、私の視力はかすんできました。そこで、私は逃げる決心をしました。ある日、鉱山へ行く途中で、私は、日本人管理者との間にギャップがあったので逃げました。」

しかし、かれらが最初の山を踏破したころ、シと 12 人の脱走者仲間は地元住民によって見つかった。棒を持った捜索隊が、かれらを奪還した。強制収容所に戻って、集合した労働者の前で拷問を含む過酷な尋問で、既に病気だった労働者の一人の命が奪われた。罰として、シは北海道のより治安の厳しい強制労働収容所へ移された。その年の冬、多くの病人と死者が出た。そこは北海道で、最も高い中国人強制労働者の死亡率を出した事業場だった。騙されて強制労働をしたわずか 1 年後に、日本の敗戦で上海へ戻ったが、シの外観がすっかり変わったので、母親は彼を認識できなかった。強制労働の生存者は、戦後も中国に戻ってしばしば身体的に社会的に苦しみ続けた。帰国者が日本へ行ったことがあったというだけで疑惑を持たれた。

原告キュイ・シュジンは 2004 年 7 月に福岡を訪れて門司関税事務所へ未払い賃金 1,250 円の 59 年前の「保管証票」を提示した。関税事務所は証票を現金化して欲しいという彼の要請を断わった。彼のグループ 200 人の労働者全員は門司で乗船前に三井鉱山から証票を受け取ったが、キュイ以外は全員、文化大革命中にこっそりと焼いた。日本との直

接の繋がりが発見されれば、スパイとして処刑されるかもしれなかったからだ。

北京の弁護士の反論

康健は 1995 年に初めて国連北京女性会議で日本の賠償問題に出会ったが、そこで彼女は慰安婦賠償について学んだ。彼女はそれ以来、中国法曹会の一員として様々な請求を押し進めるのを助けた。中国各地を旅して戦争犯罪の被害者に会い、日本で訴訟に最良の原告を選んだ。日本人弁護士や法律文書の中国語訳を作成する他の賠償運動支援者と親密に仕事をしているので、康は定期的に日本の法廷で証言する。昨年 9 月の法廷で彼女の態度は、恐らく三菱の新しい防衛路線に反応して、前回よりも強く出た。康は、中国のメディアが強制労働事件を熱心に報道することに注意を促し、日本が歴史問題を不誠実に扱うことで両国関係で炉心溶解を引き起こすと非難した。さらに、彼女は法廷で日本の製品・サービス不買運動の可能性に言及した。

法廷セッション後の支援者との会合で、康は、2008 年の北京オリンピックに関連する大きな建設計画に三菱セメントが現在従事していると述べた。日本の法廷が最終的に正義を実行しなければ、中国の法廷が、日本企業に対する中国人強制労働者の集団訴訟を受理し始める、と康ははっきりと福岡の裁判官に述べた。彼女は、中国人市民の法的な努力を支援することを財政的に可能にする、北京を本拠とする新基金に言及した。しかし、中国での訴訟は潜在的に険悪であろうから、中国政府はそれらが必要でないことを望んでいると彼女は付け加えた。

康は、国家無答責の法的概念は天皇中心イデオロギーの時代遅れの遺物だと嘲笑し、日本の「侵略」戦争の下で苦しんだ中国人には決して適用できないと主張した。「現代日本の裁判所が、国家無答責の法的根拠で外国籍の者に対する不法行為に対する責任から政府を放免するのであれば」と康は裁判所で述べる。「それは国際社会に日本が文明社会なのか未開社会なのかについて、また日本の法制度が人権を尊重するか、あるいは否定するかどうかとの疑問を抱くだろう」

彼女は来るべき判決を「今日の日本が平和を維持し、人権を尊重する国あるいは戦争に賛同し、人権を無視する国かのリトマス試験紙のテスト」だと見なしている。中国の不買運動や国内訴訟が実現しなくても、中国人強制労働者補償の重力の中心は日本の法廷から他へ移っているかもしれない。

昨年 7 月、日本の敗戦の 60 周年記念を記念するプロジェクトが中国であふれる中で、ある北京の出版者が、600 人を超える中国人強制労働被害者の口述歴史を 5 巻出した。そのうちの 4 分の 1 が九州で働いた人たちだった。また、中国のメディアで広く報道されるように、強制労働者を使った日本企業の中国出張所は補償するようとの要請を受けている。

その間にも、賠償の考え方はインターネットを通して今、場面から消えていく中国人強制労働被害者の若い世代が受け継いでいる。これはすべて、日本に対する請求が勢

いを増し始めているかもしれないことを意味する。中国の「歴史運動家」はさらに、国家ナショナリズムに劣らない大衆ナショナリズムによって、一層独立した勢力を持ち続ける。

苦しい戦いの中で部分的な成功

三菱の歴史観は、大企業が10年前には大っぴらには採用しなかったものだが、強制労働被害者と企業が賠償過程の決定的な局面に入っていることを認識させる。

しかしながら、これと共に、この同じ十年間に進歩的な日本の勢力が成した印象的な業績は見落とされるべきではない。中国戦争被害者補償のための全国弁護士団は1995年に東京で結成されたが、後ほど訴訟が行われている地方都市で支部が作られた。公益のために働き、人権問題に専念し、家永三郎の日本の教科書検閲への挑戦、被差別部落住民権、患者の権利、HIV、ハンセン病、水俣病そして黒肺病に関する事件に経験ある弁護士が、グループの核心にいる。言語、文化、地理学および中国の国家姿勢の障害が立ちはだかった。

中国政府は<索賠運動> (賠償請求運動)の概念の下で、次の立場をとる。国の賠償請求権は放棄されたが、個人請求権はまだ未解決であると述べているが、その考え方はまだ生まれたばかりである。日本人弁護士は最初に二つの目的を実現するには少なくとも10年かかると見積った。中国における日本の戦争行為に関する基礎的な事実を法的に認定することと、また補償について日本社会の内部でコンセンサスをつくることである。後者の目的は捉えがたいことが分ってきたが、前者の目標は大体において実現された。

平頂山大虐殺、無差別空爆、慰安婦、遺棄化学兵器および日本における強制労働を含む事件で非常に貴重な歴史的記録を認定した。日本の一般社会内での補償についての合意は、戦争についての記憶がばらばらなため、数年先のことになるであろう。

しかしながら、中国人強制労働者支援者の中で最も楽観的なシナリオでは、もしコストと利点を計算して賠償をする方が非妥協的態度を続けるより苦痛も少なく、痛みも小さいと考えた場合に国家と企業は自己の利益のために補償基金を設定するかもしれない。経済的要因(中国貿易の必須)、安全要因(北東アジアの軍事的緊張を緩和する必要性)さらに国際的な評判(日本政府が安保理での常任理事の席に対する強い望み)のような要因は、結局そのような新しいアプローチを生むかもしれない。

日本の国家と企業は補償努力に抵抗しているが、草の根レベルで和解が進んでいる。ここ長崎では、元三菱の労働者が日本人研究者と歴史的記録を再建した。実際、歴史認識を向上する重大な「賠償基礎工事」は、草の根レベルで訴訟行動の波を通じて遂行され、時を超えて結実できるかもしれない。かなりのメディア報道が注目する中で、記念施設が建てられ、厳粛な記念祭が全国にわたる元中国人強制労働者の事業場でもたれ、地元住民にほとんど忘却された戦時現実に関する教育を行う。

とはいえ、なぜ三菱が今強硬な態度をとることを選んだかは全く明らかでない。三菱は、福岡地方裁判所、法廷が中国人原告に感情移入していて、偏っていると心配しているのかもしれない。同法廷は、最近、小泉の靖国参拝が違憲であると判決した。その一

方で福岡高等裁判所は昨年 9 月、韓国の被爆者事件で政府に敗訴の判決を下した。さらに、現在の中日の外交袋小路は、三菱に歴史のその非標準版の弁論を進めるための政治的なカバ―を与えている。

韓国の強制労働補償に関する情勢の発展が間接的役割を果たしているかもしれない。昨年以來、三菱のような日本企業が、日本での朝鮮人の労働徴用に関する事実を提供するよう先例の無い圧力に直面している。圧力は主として韓国政府から来るが、また日本政府からも来ている。地方自治体と寺院は一般的に徴用名簿、火葬記録、さらに遺体の DNA 鑑定記録さえ提供して協力した。中国人と朝鮮人強制労働双方の大口使用者であったので、三菱は、中国人強制労働者訴訟で、朝鮮人強制連行調査からのどんな波紋も押さえ込もうと努力しているのかもしれない。

他の法廷でも中国人被害者は企業被告による攻撃を受けている。進行中の群馬事件では、間組は強制労働生存者を、否定的な日本語の言葉だけを選択的に記憶して虐待を誇張していると非難した。共同被告鹿島は、戦争で混乱した北中国での原告の昔の貧困に注意を集中し、地面の穴をあけて泥の住居に住んでいたのは真実かどうか尋ねた。明らかに、日本での虐待の厳しさを相対的に矮小化しようと意図されている、この露骨な言及は、実は中国北部の気候に都合の良い伝統的洞穴住居についてのことであった。最近のヨーロッパの強制労働補償事件では、そのようなことをした企業はなかった。

一方で、日本政府が軍事的に、「正常な国家」になるという望みは、その戦時目標および行為の合法性の確認することで同様に表明されている。これは、必然的に周辺諸国の不信および敵意の反応を引き起こしている。過去の後始末をする日本のやり方は、経済はさておき、明白に政治的・社会的な北東アジアの統合を遅らせている。

最近の十年間でこの傾向が強まり、今後数年間にわたって前進すれば、既に起こっている安全のジレンマは軍事衝突に結びつくかもしれない。より建設的な代案が中国人被害者の福岡弁護団によって提示された。「歴史は消すことができない」と彼らは述べた。「日本の国および日本の人々は、私たちが犯した誤りを認めなければならず、その責任を負い続けなければなりません。この法廷の事件では、中国人原告は、日本および日本の人々がもう一度アジアの人々の間で暖かく歓迎されるために歴史的な前進の一步をとる機会を提供しています。」

日本は、3 月 29 日に福岡裁判所で、その次のステップを前進へ、あるいは後退へとすることになる。

“Mitsubishi, Historical Revisionism and Japanese Corporate Resistance to Chinese Forced Labor Redress.” Available at <http://www.japanfocus.org/article.asp?id=513>

Translator Yasuhara Keiko is a longtime activist and supporter of compensation efforts by victims of Japanese war crimes, as well as women's rights and antiwar movements.